**五霞町教育委員会事務局**

**障害者活躍推進計画**

（令和２年度～令和６年度）

五霞町教育委員会

**五霞町教育委員会事務局における障害者活躍推進計画**

　令和元年6月に公布された障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第36号）により、地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画作成指針に則して、障害者である職員の職業生活における活躍の推進に係る取組に関する計画（障害者活躍推進計画）を作成しなければならないこととされました。

　本計画は、障害者活躍推進計画作成指針に則して、五霞町教育委員会事務局が策定するものです。

**１　計画期間**

　本計画の期間は、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とします。

**２　五霞町教育委員会事務局における障害者雇用に関する課題**

　　五霞町教育委員会事務局においては、職員総数が20人程度の小規模な機関であり、これまで障害者に限定した募集・採用は行っていません。

高齢化等により中途から身体障害者となった職員もないため、これまで組織的な体制整備を特段に行うこともありませんでした。

**３　目標**

　**(1)**　**採用に関する目標**

計画期間内に新たに障害者（1名）の採用を目指します。

（評価方法）毎年度、採用者全員に対し、障害者であることの申告を呼 びかけます。ただし、評価結果の公表方法については、本人の意向を確認の上検討します。

**(2)　定着に関する目標**

なし

※今後、障害者である職員の定着状況データを把握予定です。

**４　目標を達成するための取組内容**

**(1)　障害者の活躍を推進する体制整備**

障害者雇用推進者として教育次長を選任します。

障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障害者である職員　の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知します。

障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させます。

**(2)　障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出**

身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があ　った場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できるよう職務の選定及び創出について検討します。

**(3)　障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理**

　　　 新規に採用した障害者については定期的に面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。

なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施します。

募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わないようにします。

ア　特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

　　イ　「自力で通勤できること」といった条件を設定する。

　　ウ　「介助者なしで業務遂行が可能であること」といった条件を設定する。

　　エ　「就労支援機関に所属し、又は登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

　　オ　特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。

**(4)　その他**

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。